

川崎市指定出資法人等の情報公開の推進に関する要綱

(教育委員会)

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。)第34条第2項の規定に基づき、教育委員会の所管に係る出資法人等が管理する文書の情報公開を推進するため必要な事項を定めることにより、指定出資法人等の活動の透明性を高め、もって指定出資法人等に対する市民の理解と信頼を深めるとともに、一層開かれた市政の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定出資法人等 教育委員会の所管に係る条例第8条第1号ウに規定する指定出資法人及び同号エに規定する指定管理者をいう。
- (2) 文書 指定出資法人等が定めた情報公開に関する内部規程に規定されたものをいう。

(指定出資法人等の情報公開)

第3条 指定出資法人等は、この要綱の目的にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育委員会の役割)

第4条 教育委員会は、指定出資法人等の実施する情報公開の推進に資するため、指定出資法人等に対し前条に定める必要な措置を講ずるよう指導を行うものとする。

(開示の申出手続)

第5条 指定出資法人等の文書で教育委員会が管理していないものの開示を申し出ようとする者(以下「申出者」という。)は、指定出資法人等が定める文書開示申出書(以下「申出書」という。)を川崎市総務局情報管理部行政情報課(以下「行政情報課」という。)を経由して申出の対象となった指定出資法人等に提出するものとする。

(申出書の指定出資法人等への送付)

第6条 行政情報課は、前条の規定による申出がなされたときは、指定出資法人等を所管する課等(以下「所管課」という。)を経由して速やかに申出の対象となった指定出資法人等に申出書を送付するものとする。

(開示の申出に対する決定等)

第7条 指定出資法人等は、前条の規定による申出書の送付があったときは、当該申出に対する諾否の決定を行うとともに、決定書を申出者に送付したときは、当該決定書の写しを所管課を経由して行政情報課に送付するものとする。

(申出に係る文書の開示)

第8条 申出に係る文書の開示の場所は、指定出資法人等が指定する場所又は行政情報課の閲覧室のいずれかとする。

2 前項の規定により、行政情報課の閲覧室で文書の開示を行う場合は、指定出資法人等の職員が当該文書を持参して行うものとする。この場合において所管課は、指定出資法人等から立会いを求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。
(異議の申出手続)

第9条 文書の開示の申出に対する指定出資法人等の決定に異議を申し出ようとする者は、指定出資法人等が定める異議申出書を、行政情報課を経由して異議申出の対象となった指定出資法人等に提出することができる。
(異議申出書の指定出資法人等への送付)

第10条 行政情報課は、前条の規定による異議申出がなされたときは、所管課を経由して速やかに異議申出の対象となった指定出資法人等に異議申出書を送付するものとする。
(異議申出に対する回答等)

第11条 指定出資法人等は、前条の規定による異議申出書の送付があったときは、当該異議申出に対し回答するとともに、回答書を異議申出者に送付したときは、当該回答書の写しを所管課を経由して行政情報課に送付するものとする。
(運営状況の報告)

第12条 教育委員会は、指定出資法人等の情報公開の運営状況について、川崎市情報公開運営審議会に報告するとともに公表するものとする。
(その他)

第13条 教育委員会は、指定出資法人等の求めに応じて必要な助言又は協力を行うものとする。
(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正要綱の施行の際現に改正前の要綱第5条の規定によりなされている文書の閲覧等の申出は、改正後の要綱第5条の規定による文書の開示の申出とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。